

広島県北広島町 法人町民税均等割税率表

| 資本金等の額(※)及び従業員数 | 年 額 |
|--|-------------|
| <p>1. 次に掲げる法人</p> <p>ア 法人税法第2条第5号の公共法人および第294条第7項に規定する公益法人等のうち、第296条第1項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの(同法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。)</p> <p>イ 人格のない社団等</p> <p>ウ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)および一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)</p> <p>エ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの(アからウまでに掲げる法人を除く。)</p> <p>オ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行わないものおよびエに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)で資本金等の額が1000万円以下であるもののうち、市町村内に有する事務所、事業所または寮等従業者(政令で定める役員を含む。)の数の合計数(次号から第9号までおよび第5項において「従業者数の合計数」という。)が50人以下のもの</p> | 50,000 円 |
| 2. 資本等の金額が1千万円以下である法人で、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数が50人を超えるもの | 120,000 円 |
| 3. 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数が50人以下であるもの | 130,000 円 |
| 4. 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下である法人で、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数が50人を超えるもの | 150,000 円 |
| 5. 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数が50人以下であるもの | 160,000 円 |
| 6. 資本等の金額が1億円を超え10億円以下である法人で、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数が50人を超えるもの | 400,000 円 |
| 7. 資本等の金額が10億円を超える法人で、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数が50人以下であるもの | 410,000 円 |
| 8. 資本等の金額が10億円を超え50億円以下である法人で、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数が50人を超えるもの | 1,750,000 円 |
| 9. 資本等の金額が50億円を超える法人で、町内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者数の合計数が50人を超えるもの | 3,000,000 円 |

※資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額または同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。

平成27年4月1日以後開始事業年度から、上記の資本金等の額に無償増減資の額を加減算した金額となります。また「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれか大きい額が資本金等の額となります。